



鳥取県公報

令和 7 年 6 月 27 日（金）
第 9 7 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 （417）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定予定（2 件）（418・419）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 3 物品売払代金の収納事務の委託（2 件）（420・421）（倉吉農業高等学校）・・・・ 4 物品売払代金の徴収事務の委託（422）（境港総合技術高等学校）・・・・ 4 物品売払代金の徴収事務の委託（423）（白兔養護学校）・・・・ 4
◇ 公 告	警備業務に係る検定合格者審査の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 落札者の決定（原子力安全対策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る令和 6 年度の決算の要旨（市町村課）・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第417号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160城北ビル109号
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所等
 - (1) 第1型研修
日時 令和7年10月5日（日）午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター
 - (2) 第1型講習
日時 令和7年10月5日（日）午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
 - (4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。
- 4 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) 第2型研修
レポートの提出締切日 令和7年11月10日（月）
受講対象者 第1型研修を都合により受講できないクリーニング師
 - (2) 第2型講習
レポートの提出締切日 令和7年11月10日（月）
受講対象者 第1型講習を都合により受講できない業務従事者
- 5 受講申込期間
 - (1) 第1型研修及び第1型講習
令和7年9月4日（木）から同月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 第2型研修及び第2型講習
令和7年10月6日（月）から同月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- 6 受講料
 - (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
 - (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円
- 7 受講申込先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160城北ビル109号
電話 0857-29-8590

鳥取県告示第418号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市青谷町八葉寺字畑谷434、434の1、435から437まで、字山神496、498の1、498の6、字本ノヲトシ779の1、779の2、780の1から780の3まで、783の1、783の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第419号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市青谷町八葉寺字西村内236の1、字大竹山900

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第420号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生乳及び生產品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 生乳

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
大山乳業農業協同組合	東伯郡琴浦町大字保37-1	令和6年5月30日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 生產品

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	令和7年3月7日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
倉吉農業高等学校販売実習実行委員会	倉吉市大谷166	令和7年4月1日	〃	〃

鳥取県告示第421号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生產品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
倉吉青果株式会社
倉吉花き市場株式会社
株式会社食のみやこ鳥取

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第422号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立境港総合技術高等学校における生產品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立境港総合技術高等学校実習製品販売実行委員会	境港市竹内町925	令和7年4月1日	令和7年4月11日	令和7年4月11日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第423号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立白兔養護学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立白兔養護学校作業製品販売実行委員会	鳥取市伏野1550 － 1	令和7年4月1日	令和7年5月1日	令和7年5月7日から 令和8年3月13日まで

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和7年6月27日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
- (2) 施設警備業務 1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
- (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施日時

令和7年10月1日（水）午前9時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室

4 審査の方法

審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2級）

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

- (6) 施設警備業務（2級）
旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (7) 交通誘導警備業務（2級）
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務（2級）
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
 - (2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
 - (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
 - (1) 審査手数料 4,700円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額を7の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 10 その他
 - (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
 - (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月27日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び数量
電子カルテ端末等 一式
 - (2) 調達物品の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入場所
鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
 - (4) 納入期限
令和7年12月31日（水）

(5) 入札方法等

入札は紙入札によるものとする。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年7月4日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 1の(1)に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局医療情報管理室

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局医療情報管理室

電話 0857-26-2271（内線2792）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年6月27日（金）から同年7月29日（火）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、320円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年6月27日（金）から同年7月29日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月7日（木）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階 カンファレンス室2

5 入札者に要求される事項

（1）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に令和7年7月29日（火）午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electronic medical record terminal, 1 Set

(2) July 29, 2025 5 : 00 PM : Time—limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) August 7, 2025 1 : 30 PM : Time—limit for the submission of tenders

August 7, 2025 10 : 00 AM : Time—limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Management Strategy Division, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 ezu, Tottori—shi, Tottori 680—0901 Japan
TEL 0857—26—2271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県原子力防災ネットワークシステム更新に係る機器賃貸借及び保守業務一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年6月13日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東芝 I T サービス株式会社
神奈川県川崎市川崎区日進町1—53 |
| 5 落 札 金 額 | 271,075,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年4月11日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理部原子力安全対策課
鳥取市東町一丁目271 |

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年6月27日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 長 戸 清

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	11	30

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般		短 期	市町村長	特定消防	長 期	後期高齢者等 短期組合員	任意継続	計	第3号厚生 年金被保険者
組 合 員 (人)	7,083	(45)	4,162	19	688	3	34	183	12,172	7,769
標準報酬月額(千円)	長期	2,489,870	(27,860)	12,350	250,120	1,500			2,753,840	2,742,250
	短期	2,539,360	(28,700)	707,246	16,150	250,150	1,760	4,888	3,559,138	
一人当たり標準報酬月額(円)	長期	351,527	(619,111)	650,000	363,546	500,000			353,373	352,973
	短期	358,514	(637,777)	169,929	850,000	586,666	143,764	216,306	292,403	

()は特別職を内書

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	11	2	11	6	1	31

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負担金	3,301,077	5,739,068	325,210	40,789		103,638	161,589				
	掛金(厚年は組合員保険料)	3,313,032	3,950,909	325,206				159,856				
	施設収入・商品売上								243,067			
	補助金					1,537						
	利息及び配当金	205			3,775	121	90	183	131	218,130		17
	その他の収入	366,297					46,074	15,000	5,308	581	4,740	14,602
	他経理から繰入						19,768		51,085			
	前年度支払準備金	562,124										
	計	7,542,734	9,689,976	650,416	40,789	3,775	171,106	336,628	299,590	218,711	4,740	14,619
支 出	給付	3,766,118										
	役職員給与						77,381	13,616	97,776	41,062		3,351
	旅費・事務費						7,716	1,885	1,030	2,464	91	795
	商品仕入									5,214		
	飲食材料費									54,086		
	委託費						9,545	8,342	2,722	1,967	18	7,002
	支払利息				3,775	121			680	120,717	3,763	
	退職者給付拠出金	5										
	前期高齢者納付金	673,190										
	後期高齢者支援金	1,233,260										
	病床転換支援金	1										
	介護納付金	612,667										
	連合会払込金・連合会拠出金	407,068	9,689,976	650,416	40,789							
	その他の支出	2,868					78,701	232,491	175,337	16,541	448	751
	他経理へ繰入	19,768						51,085				
	次年度支払準備金	579,234										
	計	7,294,179	9,689,976	650,416	40,789	3,775	173,342	307,419	334,708	182,750	4,320	11,899
差引当期利益金又は当期損失金(△)		248,556	0	0	0	0	△ 2,236	29,208	△ 35,118	35,961	420	2,720

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
資 産	流動資産	990,471	576,643	41,013	266	17,614	138,564	349,791	244,675	1,516,684	36,251	33,380
	固定資産					393,142	317	89	959,452	14,730,720	392,496	
	繰延資産											
	資 産 合 計	990,471	576,643	41,013	266	410,756	138,881	349,880	1,204,127	16,247,404	428,747	33,380
負 債	流動負債	221,798	576,643	41,013	266		2,495	31,624	29,852	15,064,442	21	665
	固定負債	579,234				410,756	68,758	57,484	241,569	46,910	418,038	7,534
	負 債 合 計	801,032	576,643	41,013	266	410,756	71,253	89,109	271,421	15,111,352	418,059	8,199
純 資 産	資本剰余金								1,027,193			
	利益剰余金又は欠損金(△)	189,439					67,629	260,771	△ 94,487	1,136,052	10,688	25,181
	純 資 産 合 計	189,439	0	0	0	0	67,629	260,771	932,706	1,136,052	10,688	25,181
	負債・純資産合計	990,471	576,643	41,013	266	410,756	138,881	349,880	1,204,127	16,247,404	428,747	33,380

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。